

第1章 全体ビジョン

第4節 都市景観形成の推進

Chapter 1

Sustainable
Initiatives
4

1. 市民・事業者・行政の役割

ここでは、協働による都市景観の形成を図るため、それぞれの役割を整理しています。

本市の特性を生かした良好な都市景観を形成するためには、市民・事業者・行政が都市景観形成の担い手としてそれぞれの役割を認識するとともに、互いに協力しながら、地域への愛着を持って、景観を守り、直し、創り、育てていく取り組みが必要です。

市民・事業者・行政は、それぞれ次のような役割を担います。



市民の役割

市民は、一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちでつくる」という市民主体のまちづくりの考えを自覚し、日常の生活の中で常に景観に対して関心を持つとともに、良好な都市景観を市民共有の財産として築き上げていくため、景観づくりに取り組むことに努めます。

◆身近な景観を知る

住んでいる地区の景観について関心を持ち、景観資源を知るとともに景観課題の認識に努める。

◆身近な景観に配慮する

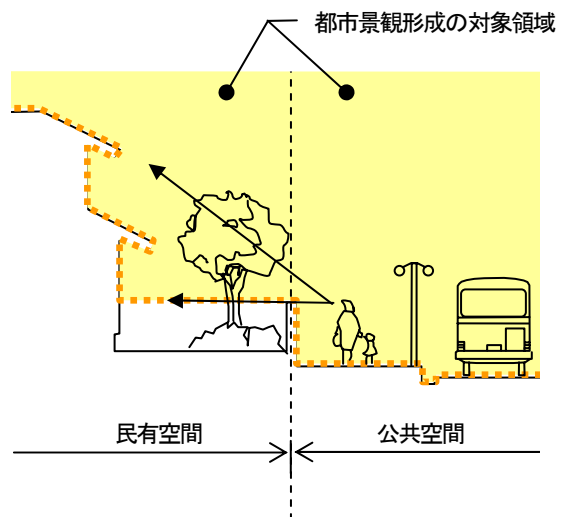
自らの家も景観の一つの要素として認識し、庭先や窓辺の緑化、家の周りの清掃、外壁の汚れや傷みの改修など、身近な景観への配慮に努める。

◆身近な景観づくりに参加する

身近な景観づくり活動や景観のルールづくりなど、各種の景観形成事業に積極的に参加する。

■都市景観形成の対象領域

多くの人が利用する公共空間と、市民の所有する私有空間を分離して捉えるのではなく、道路を歩いている人から見える建物の一部や植栽などの私有空間も都市景観形成の対象領域として捉える必要があります。



事業者の役割

事業者は、自らの施設や活動が地域の景観をつくりあげていく主要な構成要素であることを自覚し、良好な都市景観形成に寄与するよう努めるとともに、地域社会の構成員として、地域の景観づくりにも積極的に取り組むことに努めます。

◆地域の景観に配慮する

事業者は、所有または管理する建築物や工作物、屋外広告物などが地域の景観形成に与える影響の大きさを認識するとともに、その形態意匠に配慮し、地域の景観との調和に努める。

◆地域の景観の質を高める

事業者は、その事業活動が地域の景観形成の一端を担うことを認識するとともに、特に大規模な事業所や工場に関しては、緑化やオープンスペースの確保などにより、ゆとりやうるおいを創出し、地域の景観づくりに貢献する。

◆地域の景観づくりに寄与する

事業者は、事業活動を通じ、地域社会の構成員として、地域の景観づくりに関して主導または協力し、魅力ある良好な景観づくりに寄与する。

行政の役割

行政は、都市景観形成の総合的な推進役として、関係機関との連携を図るとともに、都市景観形成に関する規制や誘導、景観づくりを先導する公共施設の整備、市民や事業者の意識の醸成や支援に努めます。

◆総合的な都市景観形成を図る

市の関係各部署や、国、県、他の地方自治体と連携を図るとともに、各種都市景観形成事業を実施し、総合的な都市景観形成を図る。

◆都市景観形成を先導する

公共事業や大規模プロジェクトについては、より詳細な景観上の配慮を施し、先導的な都市景観の形成を図る。

◆景観づくりの意識の醸成・支援を図る

市民や事業者に景観に対する啓発を図るとともに、景観づくり活動に対する必要な支援を行う。

◆景観づくりの誘導を図る

事業者による大規模建築物などの建築において、周辺に調和した景観となるよう誘導を図る。

2. 推進方策

良好な都市景観の形成を行うためには、人々の景観に対する関心を高めるとともに、市民・事業者・行政が協働によって都市景観形成を行う制度や体制の整備が必要です。本計画では、都市景観形成の施策体系として次の3つの柱を設定し、様々な施策を総合的に推進していくものとします。

意識づくり

良好な都市景観を形成していくためには、より多くの人々の景観に対する関心を高め理解を得ることが重要です。そこで、景観に関する情報提供やイベントの開催など、子どもからお年寄りまで幅広い年代の人が気軽に参加できる啓発活動などを行います。

- ◆景観に関する情報提供
- ◆景観意識の醸成

取り組み

良好な都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が協力しながら景観づくりを行うことが必要です。そこで、地域特性に応じた様々な景観施策を行うとともに、新たな施策の検討・展開を図ります。

- ◆景観を守る
- ◆景観を直す
- ◆景観を創る
- ◆景観を育てる

仕組みづくり

良好な都市景観を形成していくためには、仕組みや支援制度などを整えるとともに人材の育成も大切です。そこで、景観づくりを行っている団体相互の情報交換などの仕組みや総合的な景観づくりへの取り組みを展開していくための体制を構築していきます。

- ◆人づくり
- ◆人をつなぐ場づくり
- ◆支援の仕組みづくり

◆景観に関する情報提供

市民などが気軽に必要な情報を入手し、景観に興味や関心を持てるようインターネットやパンフレットなどの媒体を効果的に活用し、情報の提供を図ります。

検討すべき主な施策事例

《景観ホームページの充実》

ホームページの内容を充実させ、本市の都市景観形成の取り組み状況や条例の内容などについての情報を提供するとともに、景観資源の活用や具体的な都市景観形成活動などに役立つよう努めます。

《景観啓発図書の作成》

市民・事業者・行政が都市景観に関する理解を深めることが大切であり、都市景観形成基本計画をわかりやすく解説した概要版や景観に関する各種パンフレットを作成するとともに、子どもたちの景観教育の参考となるような景観読本の作成を検討します。

《サインの設置による景観資源のPR》

地域の景観資源の案内や由来などを記したサインなどの設置を検討し、景観資源のPRに努めます。

《(仮称) さいたま景観資源マップの作成》

市域に広く点在する景観資源を市民共通の財産とするため、市民・事業者・行政の協働により資源を発掘し、データベース化するとともに、これらの景観資源を眺望できる場所を紹介する(仮称)さいたま景観資源マップの作成を検討します。

◆景観意識の醸成

良好な都市景観の形成には、人々の景観意識を高めていくことが必要であり、啓発事業やイベントなどを企画し、景観意識の醸成を図ります。

検討すべき主な施策事例

《景観表彰制度の拡充》〔美しいまちづくり景観条例〕

優れた都市景観形成に寄与する建築物などの表彰や活動に対する表彰に加え、見学会や写真展など、都市景観形成への取り組みの気運が高まるよう表彰制度の拡充を検討します。

《景観に関するシンポジウムなどの開催》

シンポジウムや講演会などを開催し、市民・事業者の都市景観形成への関心と理解を高め、景観意識の醸成に努めます。

《子どもの景観学習の実施》

良好な都市景観を形成するためには子どもの頃からの景観に対する意識づくりが大切です。学校教育や生涯学習を通じて、自然環境やまちの成り立ち、地域の資源を学び、景観について考える機会を設けるよう努めます。



第6回さいたま市景観表彰受賞作品集

取り組み

◆景観を守る

市民の共有財産となっている自然や街並み、本市の景観を特徴づける優れた歴史文化資源などの保全を図ります。

検討すべき主な施策事例

《自然緑地・保存緑地の指定》〔みどりの条例〕

地域の景観や快適な生活環境にとって大切な緑地を自然緑地や保存緑地などに指定し、保全に努めます。

《保存樹木^(*)の指定》〔樹木の保存に関する要綱〕

地域に親しまれている景観上大切な樹木を保存樹木に指定し、保存に努めます。

《文化財の指定と保護》〔文化財保護法・文化財保護条例〕

建造物や記念物などの文化財のうち貴重なものを指定文化財^(*)とし、保全に努めます。

《近郊緑地保全区域の指定》〔首都圏近郊緑地保全法〕

相当な規模を有し、良好な自然環境を形成している緑地を近郊緑地保全区域に指定し、保全に努めます。

《緑地保全地域・特別緑地保全地区の指定》〔都市緑地法〕

風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を緑地保全地域・特別緑地保全地区に指定し、保全に努めます。

《市民緑地の指定》〔都市緑地法〕

市が緑地の所有者と契約し借り受け、一定の期間市民緑地として市民に開放し、緑地の保全・活用に努めます。

◆景観を直す

景観を阻害する要素を取り除くことや改善することにより、都市景観の正常化を図ります。

検討すべき主な施策事例

《違反屋外広告物の撤去》〔屋外広告物法・屋外広告物条例〕

電柱や街路樹などに貼られた、はり紙やはり札などの違反屋外広告物は、景観を損ねる大きな要因となっており、これらの違反屋外広告物の撤去に努めます。

《ポイ捨て防止などの環境美化》〔路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例〕

たばこの吸い殻、空き缶などのポイ捨てをなくすことにより、ゴミのない美しい都市景観の形成を図ります。

《放置自転車の撤去》〔自転車等放置防止条例〕

駅周辺の歩道や車道上に放置された自転車は、通行の妨げとなるだけでなく、まちの顔ともなる駅周辺の景観を損ねることにもなり、放置自転車の撤去に努めます。

《電線類の地中化》

都市景観の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から国及び関係事業者が定めた無電柱化推進計画に基づき、電線類の地中化に努めます。

《遊休農地の再生と活用》

遊休農地化した小規模農地の荒廃防止、景観形成を目的に、レンゲ・ヒマワリなどの栽培・管理協定の検討や担い手の集約などにより、再生・活用に努めます。

◆景観を創る

道路や公園などの公共施設の整備において、景観に対する配慮を図ることで良好な都市景観の形成の先導的役割を担うとともに、景観づくりに資する基準や手引きなどを作成し運用することで、良好な都市景観の創出を図ります。

検討すべき主な施策事例

《景観形成重点地区の指定の拡大》〔美しいまちづくり景観条例〕

優れた都市景観の形成に先導的な役割を果たす景観形成重点地区の拡大を検討し、地域特性に応じた優れた都市景観の形成を図ります。

《都市のシンボルとなる景観形成》

さいたまスーパーアリーナに代表される都市の景観を大きく左右する大規模な施設は、本市のイメージアップにつながるようデザインなどの工夫に努めます。

《公共施設の景観形成ガイドラインの作成》

道路、河川、公園などの公共施設は、景観に与える影響が大きく、地域の景観を形成する上で重要な役割を担っています。良好な都市景観形成の先導的な役割を果たすよう景観に対する基本的な配慮事項をまとめたガイドラインを作成します。

《色彩ガイドラインの作成》

建築物や屋外広告物の色彩が景観に大きな影響を与えていることから、周辺景観と調和する建築物や屋外広告物などの色使いなどを示したガイドラインを作成します。特に、建築物の色彩は、素材（建材）の選択に大きく影響を受けるため、色彩ガイドラインの作成においては十分に配慮します。

《夜間景観^(*)の演出》

夜間に店舗から通りに漏れる明かりは、街並みの雰囲気を温かく演出する一方、照明の乱用は夜間景観の混乱など悪影響を及ぼします。都市の魅力を高めるためには、例えば「にぎやかさや華やかさを醸し出す地区」、「静かさや落ち着きを持った地区」など地区によって照明の使い方を変える必要があるほか、ライトアップなどによる演出も重要になります。このため、照明の活用による美しい夜間景観の効果的な演出方法を検討します。

◆景観を育てる

市民・事業者・行政の協働により、地域の特性を生かし、より良好な都市景観を育てるため、適切な景観誘導を図るとともに、必要な助言・指導に努めます。

検討すべき主な施策事例

《大規模建築物などに対する景観誘導》〔美しいまちづくり景観条例〕

大規模な建築物などは、地域の景観に大きな影響を与えることから、適切な景観誘導を行うことが必要であり、届出対象区域の拡大を検討し、周辺と調和のとれた都市景観の形成を図ります。

《地区計画^(*)制度の活用支援》〔都市計画法〕

住民自ら地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを定める地区計画策定の支援を行い、快適で住み良い住環境と良好な景観の形成に努めます。

《屋外広告物の規制》〔屋外広告物法・屋外広告物条例〕

景観を構成する重要な要素である屋外広告物を規制するため、地域特性に応じた規制基準の見直しを検討するとともに、違反屋外広告物の是正に努め、良好な都市景観の形成を図ります。

《生垣設置や屋上緑化の促進》

うるおいある都市空間を創出するため、生垣の設置や屋上・壁面を活用した緑化などに対する助成制度を創設し、民有地の緑化の促進に努めます。

《里親制度^(*)の促進》

市民や事業者が里親となって行う良好な景観づくりにつながる河川や道路、公園などの一定の区域の環境美化活動や維持活動に対し、必要な支援を行い里親制度の促進に努めます。

《景観資源の活用》

景観資源を観光振興に生かすなど活用に努めます。

《緑地協定^(*)の活用支援》〔都市緑地法〕

市街地の良好な環境を確保するため、樹木の種類や垣、柵の構造、樹木の管理や緑化の推進に関する事柄を定める緑地協定締結の支援に努めます。

《建築協定の活用支援》〔建築基準法〕

住民が自主的により良い環境づくりのため、建築物の敷地、構造、設備などの自主的なルールを定める建築協定締結の支援に努めます。

仕組みづくり

◆人づくり

景観づくりには人が大切であり、人を育てる仕組みを創設するなど、景観づくりを行う人材の育成を図ります。

検討すべき主な施策事例

《景観づくりの人材の育成》

市民や事業者を対象に研修会などを開催し、地域の景観づくりを行う人材の育成に努めます。

《行政職員の育成》

都市景観の形成は、行政の各分野におよぶことから、各分野の職員が景観に関する知識や技術を習得する機会を設け、人材の育成に努めます。

《身近な景観づくりを行うボランティアの育成》

違反屋外広告物の撤去、地域の緑化、環境美化活動などの身近な景観づくりを行うボランティアの育成を図ります。

◆人をつなぐ場づくり

良好な都市景観形成を図るため、景観づくりに関わる人々の情報提供・収集、意見交換などの場づくりを図ります。

検討すべき主な施策事例

《ネットワークの構築》

景観づくりに取り組む市民・事業者・行政が、景観づくりの情報交換や相互に協力を図ることを目的としたネットワークの構築を図ります。

《研修会等の開催》

景観フォーラムやワークショップなどの研修会を通して、地域の景観づくり活動の場づくりを図ります。

《景観づくりの拠点となる場の提供》

地域の景観づくりの情報提供や景観づくりに取り組む人々が気軽に集うことのできる拠点となる場の提供を検討します。

《連絡・調整の体制整備》

市民・事業者・行政の協働により景観づくりを進めるため、様々な取り組みの際に意見交換会の実施、調整機会の確保、役割分担の明確化など、連絡・調整の体制整備に努めます。

◆支援の仕組みづくり

景観づくりなどを行う市民や事業者の活動に対して、行政は必要な支援を行うための仕組みづくりを図ります。

検討すべき主な施策事例

《身近な景観づくり活動への支援》

多くの市民団体が自然や環境の保護、街並みの保全など、様々な活動を行っており、このような身近な景観づくりの活動に対する支援を検討します。

《(仮称) 景観アドバイザー制度の創設》

建築物や工作物などの建築行為を行う際に、土地の形状や周辺環境などを考慮し、形態意匠をはじめとした景観上必要な助言を行う(仮称)景観アドバイザー制度の創設を検討します。

《良好な都市景観形成事例の紹介》

市民・事業者などが行う景観づくりを支援するため、本市及び他自治体における良好な都市景観形成事例の見学等の企画を検討し、必要な情報の提供に努めます。

《自主的景観形成推進団体の認定及び地区の指定》〔美しいまちづくり景観条例〕

優れた都市景観の形成を自主的に行う団体を自主的景観形成推進団体に認定し、地区の景観形成の方針やルールづくりなどの活動を支援します。

《出前講座》

景観づくりの段階に応じて、必要な助言、指導を行うため、行政職員や専門家などによる出前講座制度を検討します。

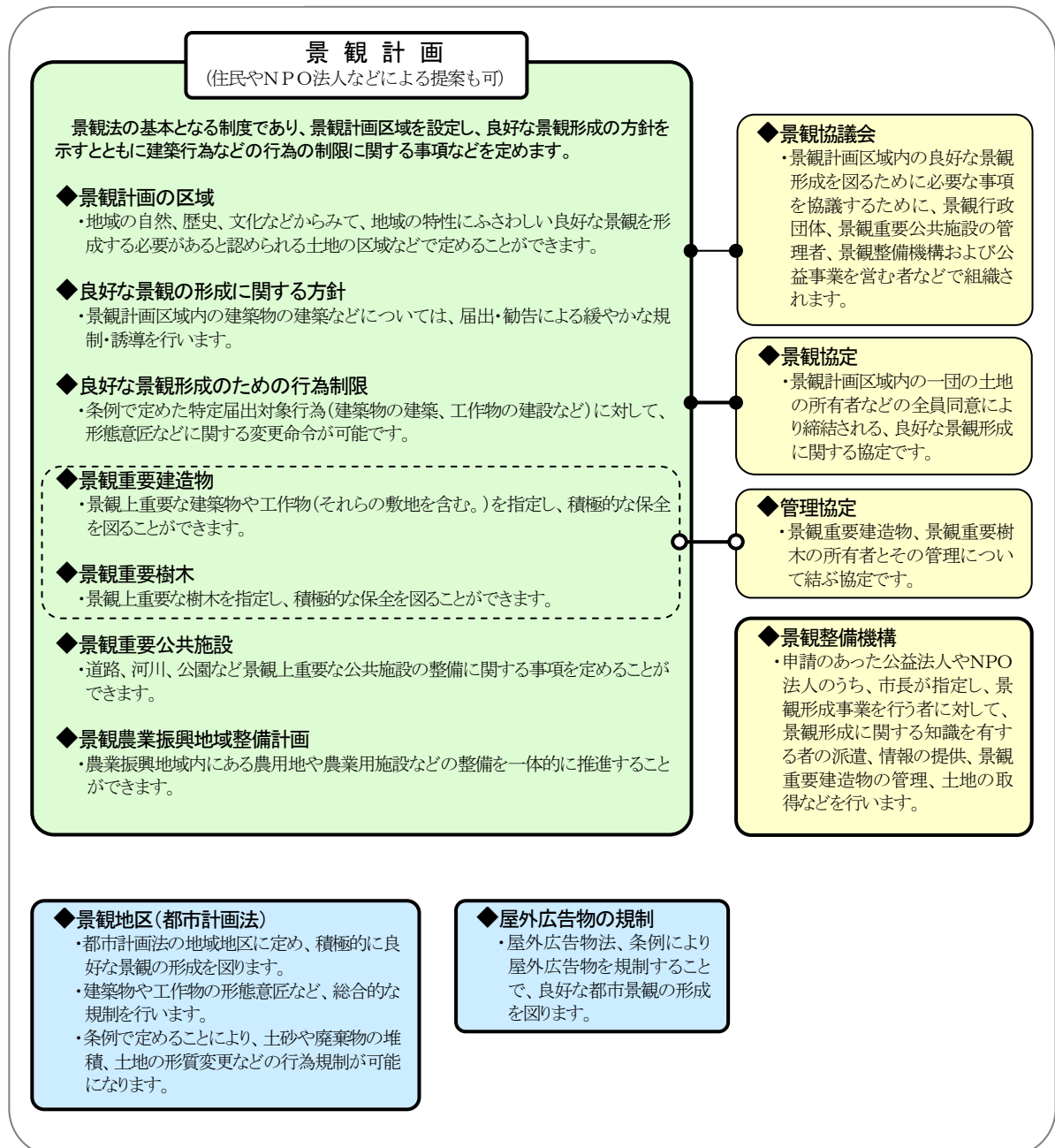
3. 景観法の概要と制度活用

ここでは、推進方策に加えて、より積極的な都市景観の形成を図るため、景観法の概要と制度活用について整理しています。

(1) 景観法の概要

景観法は、良好な景観形成に関する基本理念や国、地方公共団体、市民、事業者の責務などの基本的な部分と規制や支援を規定する部分に分かれています。このうち規制や支援に関するものとして、景観計画の策定、景観計画区域などにおける行為規制や景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観形成に関する事業の支援などが定められています。

<景観法関連制度>



(2) 景観法の制度活用

景観法の制度は、これまでの自主条例による取り組みに、法的規制の枠組みを用意するものであり、課題の解消や施策展開を図る上で有効であるため、全市域での円滑な制度活用を目指します。しかし、法的規制は権利の制限にもつながることから、広く市民の意見を聴くとともに、審議会などで十分な議論を重ねます。

検討すべき主な施策事例

《景観計画の策定》

景観法の各種制度を活用して市内に点在する優れた景観資源を保全し、地域特性に応じた良好な都市景観の形成を図るため、全市域を景観計画区域とする景観計画の策定を検討します。

《行為の制限》

建築物の建築行為などに対する規制誘導により良好な都市景観の形成を図るため、景観計画に定める行為の制限を活用し、全市域を対象とした大規模建築物の建築行為などに対する緩い誘導と、景観上重要な地区の建築行為などに対する強い規制を検討します。

《景観重要公共施設の整備》

本計画で景観の骨格軸と位置づけられた道路や河川などの整備にあたり、良好な都市景観の形成を図るため、管理者と調整の上、景観法に基づく景観重要公共施設の整備について検討します。

《景観重要建造物・景観重要樹木の指定》

地域の景観を形成する上で重要な建造物や樹木を保存するため、所有者の意見を十分に聴き、景観重要建造物や景観重要樹木として指定を検討します。

《景観整備機構の指定》

景観に関する情報の提供や貴重な景観資源の保全を図るため、良好な都市景観の形成に取り組むNPO法人などを景観整備機構に指定し、制度の活用に努めます。

《景観協議会》

地域特性に応じた良好な景観の形成を図るため、行政だけではなく公共施設管理者や地域住民などの様々な主体が、より地域に密着したきめ細かなルールづくりを協議する組織として、本制度の普及啓発に努めます。

《景観協定》

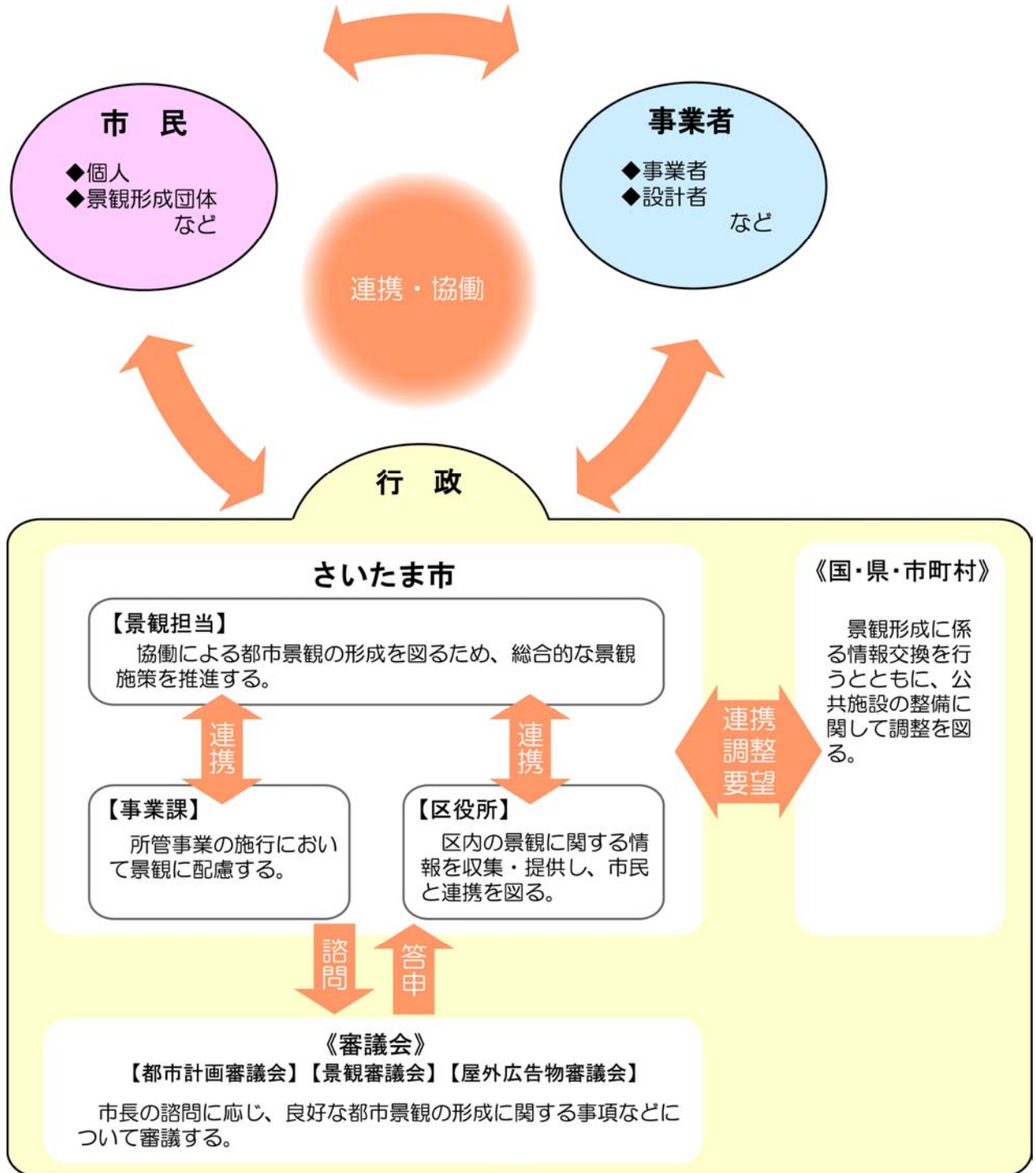
地域特性に応じた都市景観の形成を図るため、建築物、工作物、緑地などの景観に関する事柄を土地所有者などが自ら定める景観協定締結の支援に努めます。

4. 実現に向けて

ここでは、将来の都市景観像の実現に向けた推進体制と施策展開について整理しています。

(1) 推進体制

市民・事業者・行政が連携・協働して施策展開が図れるよう将来の都市景観像の実現に向けた体制整備を図ります。



(2) 施策展開

さいたま市美しいまちづくり景観条例に基づく施策の拡充・新たな施策、景観法の制度活用や都市景観形成につながる他法・他施策による施策を展開することで将来の都市景観像の実現を図ります。

